



ひがしくるめ

# 社協だより



発行者 社会福祉法人  
東久留米市社会福祉協議会  
〒203-0033  
東久留米市滝山4-3-14  
わくわく健康プラザ2階  
電話 042(471)0294  
ファクス 042(476)4545



URL <https://www.higashikurume-shakyo.or.jp/>  
Email: [info@higashikurume-shakyo.or.jp](mailto:info@higashikurume-shakyo.or.jp)



＊のあちゃん(女の子) 2022年7月10日生 下里在住  
「いつも、みんなに笑顔と幸せを分けてくれてありがとう。」

赤ちゃん写真大募集!  
詳しくは、4面をご覧ください。

## 募集 市民が主役の地域福祉活動を応援します 補助金・助成金のご案内

社協のミッションである「安心と心ゆたかなみんなのふくしのまちづくり」に向けた地域福祉のパートナーとなるボランティア・非営利団体を募集します。

### 令和5年度 歳末たすけあい募金 地域福祉活動補助金

歳末たすけあい運動を原資とした補助金です。書類審査とプレゼンテーション審査があります。

- 申請書の配布  
2月1日(水)より社協ホームページからダウンロード。社協事務局及び中央町地区センターで配布します。
- 1次書類審査 締め切り  
3月7日(火)午後5時(必着)。郵送のみ受け付け
- 2次プレゼンテーション審査(希望団体)  
4月13日(木)午前 会場は社協会議室
- 個別相談会 ※予約制  
1時間程度。日時は応相談。社協会議室もしくは出張、Zoomから選べます。

■実績報告会  
補助金交付団体は、必ず参加して市民に成果を報告します。  
予定:令和6年2月9日(金)

	1団体上限	条件
立ち上げ資金	5万円×3年	団体設立1年未満、運営費に対する補助
事業資金	10万円	団体設立1年以上、事業に対する補助

【令和4年度実績報告会】  
活動の参考にぜひご参加ください。

日時▶2月10日(金)  
午後2時～3時  
会場▶中央町地区センター  
定員▶20人(先着順)  
申し込み▶電話、ファクス、メール、Googleフォーム(二次元コード)



地域のまつりで子どもから大人まで顔が見える関係づくり(住みよいまち弥生)

### 令和5年度 歳末たすけあい募金 支え合いの地区づくり助成金

社協に登録する支え合いの居場所づくり活動(ミニデイホーム、子育てサロン、みんなのサロン)の運営費を継続的に応援します。

書類審査があります。登録条件はお問い合わせください。

- 運営費 通年で受け付け
- 第1回 追加事業費 (ミニデイホーム、子育てサロン)
- 書類審査 3月7日(火)午後5時(必着)。締め切り 郵送のみ受け付け



不登校の子どもたちの居場所 オオバスの種(みんなのサロン登録)

	1団体上限	立ち上げ費	登録条件
ミニデイホーム	13万円	2万円	活動の目的や内容などに条件あり
子育てサロン	13万円	2万円	
みんなのサロン	5万円	2万円	

【問い合わせ】地域福祉担当  
☎042-475-0739  
☎042-476-4545

## 成年後見制度のご案内



認知症や知的障がい、精神障がいのある方は、財産管理や契約を自分で十分に行うことが難しい場合があります。家庭裁判所が選んだ援助者(後見人等)がご本人にとって不利益が生じないよう、法律的なことや生活面に配慮しながら支援するのが成年後見制度です。援助者は、ご本人の意見を尊重し、希望に沿った支援を行います。成年後見制度には以下の2種類があります。

### 法定後見制度

- すでにご本人の判断能力が十分でない場合に、家庭裁判所が適した援助者を決定する制度です。判断能力の程度により、後見・保佐・補助の3種類があります。
- 成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)は、家庭裁判所の監督のもと、ご本人に不利益が生じないように代理で契約などの法律行為や同意していいない不利益な法律行為の取り消しなどを行います。

こんなときに  
利用できます

・妻(認知症)に代わり銀行で預貯金を払い戻そうとしたところ「ご本人以外ではできない」と言われた。

- ・認知症の親が訪問販売被害にあっているようだ。
- ・認知症の父の入院費用を工面するため、父名義の家を売却したい。

### 任意後見制度

- 判断能力が十分でなくなった時に、あらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従い、任意後見人がご本人を援助する制度です。
- 契約後、判断能力が十分でなくなった場合は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をします。任意後見人は任意後見監督人の監督のもと、ご本人の意思を尊重し、代理で契約などの支援を行います。

こんなときに  
利用できます

・将来、認知症になった時に、家の管理や後のことを任せる親族などをあらかじめ決めておきたい。

- ・身寄りがないので、何かあった時に頼める人が必要。

成年後見制度推進機関では、成年後見制度の利用促進に向けて、以下のような事業を行っています。

- (1)成年後見制度に関する相談  
〈対象者〉ご本人・ご家族・福祉関係者など  
社協職員が、個別の事情に合わせて制度のメリットやデメリットを含めた説明をします。  
2面の法律相談、専門相談で、弁護士などの専門職と相談ができます。
- (2)成年後見制度の申立手続きの支援/書類作成者の紹介  
書類作成や申立に係る助言などを行います。  
希望に応じて書類作成を委任できる専門家を紹介します。
- (3)専門職団体との調整/候補者の紹介  
後見人として頼む人がいない場合、もしくは専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士など)の後見人が必要な場合に、専門職団体と調整して候補者を紹介します。
- (4)成年後見人等の支援  
後見人を対象とした連絡会や後見業務に関する研修会などを開催します。また、後見業務の困りごとに対して、地域情報の提供や関係機関との会議開催など、後見人を側面的に支援します。

## ご案内 若い支度講座

「成年後見(法定後見)制度とは」

日時 3月9日(木) 午後2時～4時

- 会場 市役所1階市民プラザホール(本町3-3-1)
- 講師 社会福祉士 徳永 智子氏
- 対象 東久留米市在住の方
- 参加費 無料
- 定員 40名(事前申し込み制)
- 申し込み 2月1日(水)～3月3日(金)  
氏名、年齢、住所、電話番号を電話もしくはファクスにてお知らせください。

【申し込み・問い合わせ】成年後見制度推進機関  
☎042-479-0294 ☎042-476-4545

## 募集 社協嘱託職員

- 募集人数 1人
- 採用年月日 令和5年4月1日
- 契約期間 採用日から令和6年3月31日
- 業務内容 ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー業務 ※自動車運転、ワード・エクセル操作があります
- 勤務場所 社協事務局(わくわく健康プラザ2階)
- 勤務時間 午前8時半から午後5時15分(休憩1時間)
- 休日 土・日曜日・祝日・年末年始
- 休暇 年次有給休暇等あり
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士資格があれば望ましい
- 給与 月額190,000円(有資格者は、209,000円) ※他に、規定による通勤手当、賞与あり
- 各種保険 労災・雇用・健康保険、厚生年金に加入

応募方法等の詳細は、社協ホームページに掲載の「嘱託職員募集要項」でご確認ください。  
【応募締切日】令和5年2月15日(水)

【問い合わせ】総務担当 ☎042-471-0294

東久留米市社会福祉協議会  
公式SNS

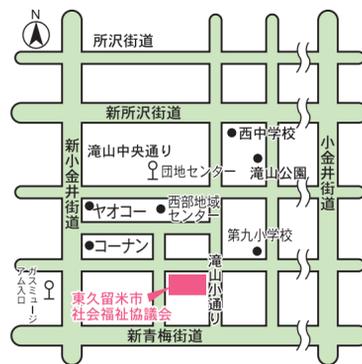
- 1 Twitter  
(ユーザーID) @kurume\_higashi
- 2 Facebook  
(ユーザーID) @higashikurumeshakyou



### 主な記事

- P2 ■交通・労務災害遭厄サポート事業  
■赤い羽根共同募金の使い道
- P3 ■fromボランティアセンター  
■地域福祉コーディネーター事業  
■小地域福祉活動レポート
- P4 ■新鮮!地域活動情報コーナー  
・桂林荘  
・ペーカリーカフェ忘草  
■団体情報

### 案内図



【交通手段】西武バス  
①東久留米駅西口から「武蔵小金井駅(久留米西団地、錦城高校経由)」行き「ガスマーシアム入口」バス下車徒歩6分または「久留米西団地」「滝山営業所」行き「団地センター」バス下車徒歩7分  
②清瀬駅南口から「花小金井駅(下里、東京病院経由)」行き「団地センター」バス下車徒歩7分

次号は 4月1日発行



社会福祉協議会は、「社会福祉法」に基づいて設置され、住民、民生・児童委員、福祉施設・事業関係者などと連携し、地域に必要な福祉事業をすすめています。